

令和 7 年度 第 1 回静岡市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和 7 年 6 月 2 日 (月) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 50 分まで
開催場所	静岡市役所 静岡庁舎新館 10 階 契約課入札室 及び ZOOMを使用したオンライン開催
出席委員	委員長 中村 光央 (弁護士) 委 員 浅野 裕史 (公認会計士) 岩原 雅美 (しずおか市消費者協会) 坂本 真樹 (静岡大学) 仁木 将人 (東海大学)
説明のため出席した 職員 (審議順)	上下水道局 下水道部 下水道施設課 経済局 農政部 農地整備課 都市局 建築部 公共建築課 建設局 土木部 河川課
事 務 局	契約課長、外 5 名
議題・報告	1 令和 6 年度の入札・契約状況 2 入札方式別工事・業務委託に係る発注案件の審査 (抽出事案は別紙 1 のとおり) 3 低入札価格調査結果について 4 入札参加停止等措置の状況について
委員からの意見・質問 等とそれに対する回答	別紙 2 のとおり

抽出事案一覧表

No	件 名	入札・契約方式	担当課
①	令和 6 年度下施工第 2301 号 中島浄化センター 2 系反応タンク設備改築工事	制限付一般競争 入札	下水道施設課
②	令和 6 年度公集排災工第 2 号 油山処理区農業集落排水管路施設災害復旧工事	指名競争入札	農地整備課
③	令和 6 年度中工委第 1 号 清水第一中学校北校舎・清水第六中学校南校舎トイレ改修工事設計業務委託	制限付一般競争 入札	公共建築課
④	令和 6 年度河委第 1 2 号 手越原地内水路用地測量業務委託	指名競争入札	河川課

1 入札方式別工事・業務委託に係る発注案件の審査	
① 令和 6 年度下施工第 2301 号 中島浄化センター 2 系反応タンク設備改築工事	
質問	回答
Q1-1（浅野委員） 設備や機械器具なので、メーカーと建設業者は同じなのではないでしょうか。 今回の落札業者は、機械のメーカーでもあるのでしょうか。	A1-1（下水道施設課） メーカーが工事を一緒に行っている業者もありますし、工事業者がメーカーから機械を購入して設置工事をしている業者もいます。 今回の落札業者、荏原実業(株)は、機械のメーカーではありません。 メーカーでも、工事の建設業を取っていない会社もあります。
Q1-2（浅野委員） 発注方法として、機械から選んで、それを作る業者を選ぶという流れにはならないのでしょうか。	A1-2（下水道施設課） まず能力を検討し、次にそれに合う機械を選定して工事を発注するのですが、建設業を取っていないメーカーもいますので、その場合は、メーカーと異なる建設工事業者が請け負うこともあります。
Q1-3（浅野委員） 今回は、機械は決めてあったということでしょうか。	A1-3（下水道施設課） 機器の指定はしていませんが、指定の能力を設定しています。
Q1-4（浅野委員） 能力を満たせば、どのような機械でもよいということでしょうか。	A1-4（下水道施設課） メンブレンパイプ式を選定していますが、その中でも種類がたくさんあるので、一定程度の風量を満たしていれば可能としています。
Q2-1（中村委員長） 入札参加資格確認申請業者数が 1 者、入札参加業者数が 2 者、無資格業者数が 0 者について教えてください。	A2-1（下水道施設課） 入札に参加した業者が 2 者いましたが、そのうち 1 者が低入札調査基準価格以下でしたので辞退されました。そのため、入札参加資格確認申請業

Q2-2（中村委員長） 入札は1者しかいなかったという理解で良いのでしょうか。入札する前に、入札参加資格は確認しないのですか。	者が1者となりました。 A2-2（事務局） 工事の入札参加資格はもっているのですが、今回の入札に定めている技術者の要件などを有しているかどうかは、この時点では審査していません。落札候補者になった時点で、その方に資格があるかどうかを確認しています。
Q2-3（中村委員長） 落札候補者に入札参加資格がなかった場合はどのようにするのでしょうか。	A2-3（事務局） 次点の方が落札候補者となり、その方の入札参加資格を確認します。
Q3（仁木委員） 低入辞退とは、どのようなことなのでしょう。入札したが辞退したということでしょうか。	A3（下水道施設課） はい。株式会社川島鉄工所は、入札金額が低入札調査基準価格以下でした。その場合、技術者の要件が厳しくなるため辞退されたと推測しています。 A3（事務局） 入札結果表に、「調査基準価格」の記載があります。この価格以下の場合、「低入札価格」と言っています。低入札になった場合は、即失格ではなく、更に厳しい条件を定めていて、それをクリアできると落札できる流れとなります。その厳しい条件をクリアできない場合は、「辞退」となって、「低入辞退」と入札結果表に記載しています。
Q4（岩原委員） 監理技術者や配置技術者の違いを教えてください。	A4（事務局） 配置（予定）技術者は、監理技術者又は主任技術者のことを指します。

② 令和6年度公集排災工第2号

油山処理区農業集落排水管路施設災害復旧工事

質問	回答
Q1-1（坂本委員） 事前公表の指名競争入札の案件ですが、事前公表の場合は最低制限価格も公表されるのでしょうか。	A1-1（農地整備課） 公表していません。
Q1-2（坂本委員） 本案件は辞退者が多いので、最低制限価格はある程度予想がつくのか、あるいは、事後公表にした方が辞退者は少なくなる可能性があるのでしょうか。	A1-2（農地整備課） 今回辞退者が多かった理由ですが、各業者の手持ち工事が多いことや、施工場所が葵区の山間地ですので、地理的な厳しい条件があるので辞退者が多かったと推測されます。 事後公表にしたら、辞退者が少なくなるというものではないと思います。
Q1-3（坂本委員） 地理的条件を勘案して指名しているのに、地理的条件で参加が難しいことや、手持ち工事が多い等で辞退者が多かったということでしょうか。	A1-3（農地整備課） はい。
Q2-1（浅野委員） 入札業者の中で、「内訳書なし」はどのような意味でしょうか。	A2-1（事務局） 入札の際には、「入札書」とダンピング等の防止のために大枠項目の金額を記載した「内訳書」を提出していただいています。 今回は、有効な「内訳書」の提出がなかったということです。具体的には、内訳書に対象の工事名や業者名、金額内訳等の記載がなかったということです。そのため、有効な入札と認められなかったということです。
Q2-2（中村委員長） この業者の入札額はわかりますか。	A2-2（事務局） 内訳書が有効でなく、入札自体が無効の扱いになるので、金額は公表していません。

Q3-1（中村委員長） 入札辞退者がこれだけ多いと、ほぼ１者しか入札に参加していない、見た目では、ほぼこの業者で決まっている状態と見えてしまいます。 指名競争入札で業者を指名して、指名を受諾する等の手続きなしに、結果的に応札してこなかったということでしょうか。	A3-1（事務局） 指名した業者が辞退する場合は、開札前に「辞退届」が提出されます。
Q3-2（中村委員長） その時点で、参加者が１者しかないということが分かっているのですか。	A3-2（事務局） 事務局側は、辞退はわかっていますが、指名業者側は、どこの業者に、何者指名されているのか、また、辞退届の提出状況もわかりません。 応札者は１者ということとはわからない状態です。
Q3-3（中村委員長） 開札するまで、何者が指名されて何者が辞退したのかは、わからないということでしょうか。	A3-3（事務局） はい。
Q4-1（仁木委員） 指名するときに、工事の規模と地理的条件から７者を選んでいますが、同じような地区で同じような規模の案件がある場合は、いつも同じ７者になるのでしょうか。	A4-1（農地整備課） 該当業者の中から、指名回数を考慮しながら順番に業者選定しています。
Q4-2（仁木委員） 同じ７者になるとは限らないということですね。	A4-2（農地整備課） はい。
Q4-3（仁木委員） 昨年度から見ていると、災害復旧が多いので、指名競争入札で１者しか参加者がいない案件が多い気がします。 そのような場合に、指名業者を７者としないとならないのでしょうか。	A4-3（農地整備課） 指名の場合は、価格によって指名者数が決まっていますので本案件は基準数通りの７者としました。

Q4-4（仁木委員） 辞退を見込んで指名者数を増やせないのでしょうか。例えば、災害復旧が多い時期は指名者数を増やす等、柔軟に対応ができればよいと思います。 Q4-5（中村委員長） 仁木委員のおっしゃる通り、これだと競争原理が働いていない気がするので、この点は将来的な問題として少し考えていただきたいと思います。 Q5-1（坂本委員） 今回、災害復旧する排水管路は、下水道の役割をしているということで、復旧するまでの間は下水の処理はどのようにしているのでしょうか。 Q5-2（坂本委員） 工事が完了したら、各家庭に設置している浄化槽は使わなくなるということでしょうか。	A4-4（農地整備課） 基準は7者程度なので、1程度は増やす場合があります。基本は基準数で指名しています。 A5-1（農地整備課） 下水道の代わりに、各家庭に浄化槽を設置しています。 A5-2（農地整備課） はい。浄化槽から復旧した汚水配管につながなおします。
③ 令和6年度中工委第1号 清水第一中学校北校舎・清水第六中学校南校舎トイレ改修工事設計業務委託	
質問	回答
Q1-1（中村委員長） 応札者4者のうち、3者が似た数字で最低制限価格を若干下回っています。一般の方からみると、3者が同じような金額を出してくるのでこの金額が適正な金額ではないかと思われませんか。逆に、落札業者が高い金額ではないかと思われな	A1-1（公共建築課） 確認はしていません。

いでしょうか。 3 者が最低制限価格を下回った理由は確認しているのでしょうか。 Q1-2（中村委員長） 担当課として、推測できる事情はあるのでしょうか。 Q1-3（中村委員長） もう一つの見方として、きづち工房に落札させるために 3 者が意図的に最低制限価格以下の価格で応札したという見方も出てくると思いますが、担当課としてどのように考えていますか。 Q1-4（中村委員長） 担当課の見積書が甘かったということは考えられますか。 Q1-5（中村委員長） 設計は人件費がほとんどということですが、トイレの改修のための人件費は、こんなにかからないのではないかと素人目には思ってしまう。 Q1-6（浅野委員） 今の説明のなかで、事情は確認していないということですが、事情を確認してもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。	A1-2（公共建築課） 設計業務は、工事のように材料費は多く発生しません。材料費はほとんどなく、費用のほとんどは人件費です。最低制限価格の 3 者は、自社の人件費をやりくりしてこの金額を出していると推測されます。 Q1-3（公共建築課） そのような発想はありませんでした。あくまでも価格競争の中での結果ととらえています Q1-4（公共建築課） 予定価格にかかる設計金額については、市の算定基準に基づいて算定していますので金額が高いということはないかと思います。 A1-6（公共建築課） 積算した金額と応札した金額に乖離があるので、どうしてこの金額になったかのヒアリングは行ってもいいと思います。
---	---

Q1-7（中村委員長） 入札制度の健全化ために事情を聞いた方がいいのではないのでしょうか。	A1-7（公共建築課） はい。
Q2-1（仁木委員） 予定価格の算定は、静岡市の基準があるということですが、コンサルタント業務の測量の場合は、最低制限価格のギリギリのところをどこの業者も攻めていて、基準を知っているとおよその最低制限価格を読めるのではないかと思ってしまいます。 今回の案件は、4者中3者が最低制限価格を丁度切る金額で応札していて、1者だけ予定価格ギリギリで落札しているので、測量業務に比べると違いがあるように思えます。 業務によって、最低制限価格を予想しやすい、予想しにくいはあるのでしょうか。	A2-1（事務局） 契約課で開札している立場からいうと、予想しやすい案件、予想しにくい案件はあると思います。 コンサルタント業務の中でも、人件費が多くを占める場合は、その時の会社の状況にもよります。また、見積書を参考にして人件費を算出する場合等は、現状の適正価格に近付いていないと感じることはあります。
Q2-2（仁木委員） 今回の案件は、落札業者が予定価格ギリギリの金額ですので、理由は知りたい気持ちがあります。確認していただけるとありがたいです。	A2-2（公共建築課） はい。
Q2-3（中村委員長） このトイレの改修工事の総工費はどれくらいになりますか。	A2-3（公共建築課） おおよそ、建築・設備工事合わせると1校当たり5千万～6千万円くらいになります。2校で1億2千万円ほどになります。
Q2-4（中村委員長） 設計料として5%くらいでしょうか。	A2-4（公共建築課） 5～6%が設計料だと思います。

Q2-5（中村委員長） この入札状況だと、事情の聞き取りは必要かと思いますのでよろしくお願いいたします。	A2-5（公共建築課） はい。
④ 令和6年度河委第12号 手越原地内水路用地測量業務委託	
質問	回答
Q1-1（坂本委員） 今回の抽出案件は事前公表が多い気がします。令和6年度の入札・契約状況の中にも、事前公表と事後公表を併用しているとのこと。今回の案件で、事前公表を選んだ理由を教えてください。	A1-1（事務局） 会社の規模によって、設計能力や設計等にかかる人員に限りがありますので、比較的金額の大きい工事や委託については事後公表として、比較的金額の小さい工事や委託は事前公表としています。事前公表とすることで、中小企業も参加しやすい形で発注しています。
Q1-2（坂本委員） 指名競争入札でも事前公表だと入札に参加しやすいということでしょうか。	A1-2（事務局） 技術はあるが積算が苦手は小さな業者もいますので、事前に金額の見込みを示して、入札に参加できるかも含めて検討してもらっています。指名競争入札や一般競争入札問わず、金額の大小で事前事後を判断しています。
Q1-3（坂本委員） 指名競争入札で参加者がいない場合は、どのように対応するのでしょうか。	A1-3（事務局） 案件ごとに、参加者がいない理由を発注課で調査して事情にあった対応をしています。 金額が折り合わないようでしたら、設計を見直したり、発注のボリュームが多い少ないがあるのなら、分割や合併したりと個別に判断して再発注しています。

2 低入札価格調査結果について	
質問	回答
案件なし	

3 入札参加停止等措置の状況について	
質問	回答
質疑なし	